

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年八月四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十三番三、九十三番七、百一番十三、百一番十四、百一番十五の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十二番二、九十三番三、九十三番七、九十五番四、百一番十二、百一番十三、百一番十四、百一番十五、百一番二十四、百一番三十七の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十七・三一</p> <p>二百九・三五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇〇から十七・五〇</p> <p>八・〇〇</p>

<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百一番二十七、百六番八、百六番十二、百六番十五、百六番十六、百六番二十四、百六番二十五の各一部と百一番二十七、百六番八、百六番十二、百六番十五、百六番十六、百六番二十五の各先</p>	<p>九十三・一九</p>	<p>六・〇〇</p>
<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百番十九、百一番十五、百一番十六、百一番十八、百一番十九、百一番二十、百一番二十一、百一番二十二、百一番二十三、百一番二十四の各一部</p>	<p>七十五・五六</p>	<p>六・〇〇</p>
<p>埼玉県坂戸市関間四丁目九十九番三及び九十九番四、九十九番五の各一部と九十九番三、九十九番四、九十九番五、九十九番七、九十九番三十四の各先</p>	<p>五十・〇〇</p>	<p>十二・〇〇から 十五・五〇</p>